

## 第1章 はじめに

### 1 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年9月の改正地方自治法の施行によってできた新しい制度である。

「公の施設」の管理については、従来は、地方自治法で規定されていた市の出資法人等の団体に限定されていたが、市川市では、平成16年2月議会において、「市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」が議決され、指定管理者制度が導入されたところである。

この制度の導入により、市川市の施設の管理運営は、直営もしくは指定管理者を指定して行うことになり、指定管理者による場合は、当該指定管理者を民間企業、各種法人等幅広い団体の中から指定することができる。

### 2 指定管理者制度の目的

指定管理者制度の導入は、公の施設の管理運営に民間事業者等の能力を活用し、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図り、合わせて経費の削減等を図ることを目的とするものである。

### 3 今後の対応

既に管理委託を行っている公の施設については、改正地方自治法で定められた経過措置期間が終わる平成18年9月までに、指定管理者制度の移行について、直営で行うことと比較検討しながら準備を進めるものとする。

4 従来の管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点

	管理委託制度（従来） 地方自治法改正前	指定管理者制度 地方自治法改正後
市が施設の管理を行わせることができる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の出資法人うち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）</li> <li>・ 公共団体</li> <li>・ 公共的団体（自治会等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）</li> <li>・ 議会の議決を経て指定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の管理権限の下で契約に基づき、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行</li> <li>・ 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である市が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の指定を受けた指定管理者が、施設の管理を代行する</li> <li>・ 条例に基づき指定管理者も、使用の許可を行うことができる。</li> <li>・ 市は、指定管理者に対して、必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託の条件</li> <li>・ 管理者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の手続</li> <li>・ 業務の具体的範囲</li> <li>・ 管理の基準 等</li> </ul>
市と管理者との関係	委 託 契 約	指 定 （協定）

## 第 2 章

### 公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針

#### 第 1 この指針の目的

この指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、本市が指定管理者を指定するにあたり、統一的に指定管理者制度の運用を図るためのガイドラインとして定めるとともに、適正な団体を指定管理者の候補者として選定するために、選考及び選定過程における手続の適正化を図り、もって公の施設の設置の目的を効果的に達成することを目的とする。

#### 第 2 指定管理者制度の運用についての考え方

##### 1 手続条例第 3 条に規定する申請を受け付ける際の手続

手続条例第 3 条に規定する申請の件数が多いほど指定管理者の候補者の選定における競争性が高まることから、手続条例第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することが適当と認められる場合を除き、当該申請を受け取る前に公募を行うことを原則とする。

##### 2 手続条例第 13 条第 1 項に規定する事由

手続条例第 13 条第 1 項に規定する事由は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指定管理者を指定しようとする公の施設（以下「指定施設」という。）の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること。
- (2) 指定施設の業務の内容に特殊性があること。
- (3) 法令において指定施設の管理の主体が限定されていること。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業に係る公共施設等である公の施設を管理することとされている同条第 5 項に規定

する選定事業者を指定管理者とすることにより当該公の施設の管理を効率的に行うことができると認められること。

- (5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該指定施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること又は行うことができると認められること。
- (6) 指定施設について3の(1)に規定する再募集を行ったにもかかわらず指定管理者の指定の申請をする団体がなく、かつ、当該指定施設を本市が直接運営することが困難であること。

### 3 再募集に係る事項

- (1) 1に規定する公募を行った結果、次のいずれかに該当すると認めるときは、募集要項等の内容を変更した上で、再度の公募（以下「再募集」という。）を行うものとする。

ア 1に規定する公募の期間が終了しても、指定管理者の指定の申請をする団体がないうとき。

イ 指定管理者の指定の申請をした団体（以下「申請者」という。）のすべてが公の施設の指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が定める基準評価値を満たさなかつたとき。

ウ 申請者が1団体であるとき。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、再募集を行わないものとする。

ア 法令に指定施設を管理するための要件、資格等が定められているとき。

イ 募集要項等の内容を変更することにより、指定施設が提供するサービスについて、質的又は量的な低下をもたらすおそれがあるとき。

ウ 再募集を行うことにより指定施設の供用開始が遅延することその他の理由により、市民の福祉の増進に支障が生じるおそれがあるとき。

エ その他再募集を行うことが適当でない認められるとき。

- (3) 募集要項には、再募集を行う旨を記載するものとする。
- (4) (1)に規定する再募集を行ったにもかかわらず申請者が1団体のみであるときは、改めて公募を行わずに、当該申請者について指定施設の指定管理者の候補者となるかどうかの審査をするものとする。

#### 4 指定の予定期間の設定に係る基本原則

- (1) 指定の予定期間は、原則として5年間とする。ただし、指定施設の性質、指定施設において行われる業務の内容等を考慮し、原則の5年間と異なる期間を指定の予定期間とすることができる。

なお、指定の予定期間が長期になった場合は、競争原理が損なわれ効率化の弊害となるおそれがあり、また、短期であると、指定管理業務が特定の技術や能力を有する従事者を必要とする場合に、従事者の雇用が困難になるなどサービスの向上が望めなくなるおそれがある。従って指定の予定期間を定めるに当たっては、これらの点に留意して適切な期間を設定するものとする。

- (2) (1)に定める場合を除くほか、手続条例第13条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定した場合における指定管理者の指定の予定期間は、原則として、公募による手続又は手続条例第13条第1項に規定する手続（以下「1団体選定の手続」という。）により新たな指定管理者が指定されるまでの期間とするものとする。

### 第3 公募による指定管理者の候補者の選定に当たっての留意事項

#### 1 公募に関する事項

- (1) 周知期間、募集期間等

指定管理者の募集については、最も効率的かつ効果的に管理を行う指定管理者の候補者を選定するため、適正な団体が公平に申請を行うことができることとし、併せて、団体の創意工夫が発揮されるように提案準備期間の確保に努めるなど周知期間、募集期間等について十分に配慮し

なければならない。

ア 周知期間 14日以上

イ 募集要項、仕様書の配布期間 周知後12日以上

ウ 質疑受付期間 募集要項配布日から22日以上

エ 質疑回答 質疑を受付けた後、速やかに回答し、少なくとも応募書類受付期間最終日まで市のウェブサイト上で公表する。質疑に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこととする。

オ 応募書類受付期間 質疑受付期間最終日の翌日から8日以上

## (2) 周知方法

公募の周知については、広報紙、市のウェブサイト等の広報手段を活用するものとする。

## 2 再募集に関する事項

1の規定は、再募集について準用する。

## 3 募集要項、仕様書等に関する基本的な考え方

(1) 募集要項、仕様書等は、手続条例第2条に規定する指定の基準並びに指定施設の設置及び管理に関する条例に定める設置の目的、指定の基準、業務の範囲及び管理の基準に基づき、申請者の自主性と創意工夫を引き出し、指定施設の設置の目的を効果的に達成することができる内容とする。

(2) 募集要項、仕様書等には、事業内容、選定方法等について具体的に記載し、申請者において公の施設の管理事業の参入のための検討を容易にするものとする。

(3) 募集要項、仕様書等の作成に当たって高度な専門性や特殊な事情が認められる場合は、学識経験を有する者、利用者等の意見を取り入れることができるものとする。

(4) 地域の団体が施設の管理運営を行うことにより、市民サービスや事業効率性の向上に資する面があると認められる場合は、募集要項に、審

査項目として市民の雇用機会の拡大や市内団体の育成に関連する項目を設けることを明示するものとする。この場合において、市内の団体を含めたジョイント募集方式等も可能とするものとする。

#### 4 募集要項に関する事項

募集要項には、施設ごとの性質に合わせ、おおむね次の事項を記載し、公表するものとする。

- (1) 指定施設の設置の目的
- (2) 指定施設の名称、規模、設備、備品等の指定施設の内容
- (3) 指定管理者の指定の基準
- (4) 指定管理者が行う業務の範囲
- (5) 指定管理者が行う指定施設の管理の基準
- (6) 指定の予定期間
- (7) 法令の規定
- (8) 指定管理者の候補者の審査の手順
- (9) 指定管理者の候補者の選定に当たり審査する事項
- (10) 指定施設の管理に要する費用の予定額
- (11) 利用料金制をとる予定の指定施設にあつては、利用料金に関する事項
- (12) 応募の手続き（提出書類）等
- (13) 事業計画書の様式
- (14) 説明会に関する事項
- (15) 再募集に関する事項
- (16) 申請内容及び選定結果についての公表に関する事項
- (17) 指定管理者のしていの取消し等に関する事項
- (18) 指定管理者の役員に関する個人情報の市川警察署への個人情報提供に関する事  
項（役員名簿の提出により確認する）

#### 5 仕様書に関する事項

仕様書は、申請者の創意工夫を尊重し、指定施設の管理の効率化や市民

サービスの向上が得られるように工夫すると同時に、申請者の提案の検討を容易なものとするため必要な事項については具体的に記載し、競争性が発揮されるように配慮するものとする。なお、次の事項については特別な事情がない限り仕様書に付記するものとする。

- (1) 管理に係る業務を一括して第三者に委託することの禁止
- (2) 手続条例第7条に定める事業報告書の提出
- (3) 個人情報の保護に関する事項
- (4) 指定施設の維持管理の分担に関する事項（修繕区分、光熱水費・通信費の分担も含む）
- (5) 施設賠償責任保険の付保
- (6) 利用料金制をとる予定の指定施設にあっては、利用料金に関する減免事項
- (7) 指定施設の管理に要する費用の積算に必要な事項
- (8) 備品に関すること（修繕区分・購入後の所有権の帰属）

## 6 共同事業体による申請があった場合への対応

公募の際、共同事業体による応募が見込まれる指定施設（設置管理条例上、共同事業体が指定管理者であっても差し支えない場合に限る）については、募集要項に申請者が共同事業体である場合の提出書類について明記すること。なお、共同事業体においては以下の要件を満たさなければ、選定の対象外とする。

### (1) 共同事業体の定義

指定管理者として選定可能な共同事業体とは、公の施設の管理及び運営に関する業務を共同して行うことを目的として法人又は団体により構成された団体を指す。地方自治法では指定管理者は法人その他の団体であって地方公共団体が指定するものと定義されていることから、法人格のない共同事業体も指定管理者になることが可能である。

### (2) 共同事業体の内容

#### ① 構成・組み合わせ

共同事業体の構成は、管理運営業務の責任の明確化、構成員相互の協調性を図るとともに構成員相互の利害関係の複雑化を避ける必要があるため、構成員数は3者以内とする。組み合わせについては、法人又は団体による任意の組み合わせとする。

## ② 構成員の要件

構成員は各々の人的・物的能力に応じて各々の業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合に応じて資金・人員・機械等を拠出して管理運営業務を共同連帯して履行するものとする。

共同事業体は必ず代表者を定め、代表者となる構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資でなければならないものとする。代表者以外の構成員の出資比率は構成員数が2者である場合は最少出資比率を30%とし、構成員数が3者である場合は最少出資比率を20%とする。

## (3) その他

- ① 申請は、手続条例第3条に基づくものとする。
- ② 共同事業体の構成員の協定を証する書面（募集要項に様式を掲載すること）は原本の提出とし、共同事業体使用印鑑届は口座登録申出書提出時に提出することとする。
- ③ 共同事業体の構成員が共同事業体での申請とは別に単独で申請した場合又は同時に他の共同事業体の構成員として申請した場合は、選定機会の増大となることから不可とする。
- ④ 選定中における共同事業体の構成員の変更は、手続条例第2条第3号に定める基準を満たさないものとして失格とする。
- ⑤ 指定期間中、共同事業体の構成員の脱退は、止むを得ない理由を除き、原則禁止とする。なお、指定期間満了後3か月又は指定取り消し後3か月を経過した場合は、この限りではない。
- ⑥ 指定期間中、共同事業体の構成員の除名は、管理運営業務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合を除き、原則禁止とする。
- ⑦ 脱退又は除名により共同事業体の構成員の変更が生じた場合は、残存す

る構成員と指定管理の継続に関する協議を行うこと。協議の結果、継続することが不可能である場合は、選定審査会での審議を経た上で指定取り消し処分を行い、改めて選定を行うものとする。引き続き残存構成員で指定管理を継続することとなる場合は、議決事項の変更に該当（地方自治法第244条の2第6項）することから、選定審査会での審議を経た上で議決に諮るものとする。

#### 第4 1 団体選定の手続により指定管理者の候補者を選定する場合の留意事項

- 1 1 団体選定の手続により特定の団体を指定管理者の候補者として選定することの妥当性については、公の施設を所管する局部（以下「所管局部」という。）が作成する当該特定の団体の評価書により判断するものとする。
- 2 1 団体選定の手続による指定管理者の候補者の選定をするに当たっては、公募により指定管理者の候補者を選定する場合と同等の審査を行うものとする。
- 3 1 団体選定の手続における手続条例第13条第1項に規定する協議すべき事項は、公募により申請を受けて指定管理者の候補者を選定する場合の募集要項、仕様書等に記載される事項を参考として定めるものとする。
- 4 3の協議すべき事項を定めるに当たっては、必要に応じ、学識経験を有する者、利用者等の意見を取り入れることができるものとする。
- 5 1 団体選定の手続による指定管理者の指定は、恒久的なものではなく、現に1 団体選定の手続により指定管理者に指定された団体であっても、当該団体の指定の期間の満了の際に、当該団体又は当該団体が管理する公の施設に第2の2に掲げる事由がないと認められるときは、公募により指定管理者の候補者を選定するものとする。

#### 第5 指定管理者の候補者の選定に関する事項

- 1 指定管理者の候補者の選定及び評価に関する考え方  
指定管理者の候補者の選定及び評価に関しては、設置管理条例及び手続

条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準に適合するかどうかを判断することにより行うものとする。

指定管理者の候補者は、公の施設の指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）における第1次審査及び選定審査会における第2次審査を経て、市長等が選定するものとする。

選考委員会及び選定審査会における指定管理者の候補者の選定は、透明性及び公正性を確保することができる方法により行うものとする。

指定管理者の候補者の選定結果は、申請者全員に通知することとする。また、選定結果等については、当該指定管理者の指定の議案が提出される議会の告示日以後に市のウェブサイト等で公表するものとする。

## 2 選考委員会の設置及び運営に関する事項

- (1) 適正な団体を指定管理者の候補者として選考するための選考委員会を所管局部に設置する。
- (2) 選考委員会の委員は、原則として5人以上とし、施設の特性に応じて、学識経験者その他施設について識見を有するものを含め構成するものとする。
- (3) 選考委員会は、応募した団体に対する審査内容及び結果について全体的に議論し、講評を付して、遅滞なく選定審査会に報告するものとする。
- (4) 選考委員会の委員は、公募による選定にあつては、所管課長による説明、書類審査に基づき、設置管理条例及び手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準に適合し、かつ、最も適切に指定施設の管理を行うことができると認める団体を当該指定施設の指定管理者の候補者の予定者とするものとする。

なお、提出書類の記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、選考委員会の委員又は担当課による指定管理者の候補者に対するヒアリングや指定管理者の候補者が管理運営している施設への視察を行うことができる。（ヒアリングや視察を行う場合は、募集要項に明記すること。）但し、ヒアリングや視察を行う際は、公平な選定を実施する観点から、

指定管理者の候補者全員に対して行うものとする。

- (5) 選考委員会における選考において評価点数が同点になった場合は、手続条例第2条第2号に関する評価項目での得点差で順位付けを行うものとし、この方法で差がつかない場合は、手続条例第2条第3号に関する評価項目での得点差で順位付けを行うものとする。それでも順位付けができない場合は、選考委員による多数決で決定するものとする。
- (6) 選考委員会の委員は、1団体選定の手続による選定にあつては、まず、1団体選定の手続により指定管理者の候補者を選定することの妥当性について審査し、次に1団体選定の手続により選定しようとする団体が設置管理条例及び手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準に適合し、かつ、指定管理者の候補者としてふさわしいかどうかを、所管課長の説明、所管課が作成する当該団体の評価書等に基づき審査するものとする。
- (7) 審査については、公正性の確保を最大限図り、審査の順番など公平な取扱いをしなければならない。

### 3 評価に関する事項

#### (1) 公募による選定の場合

ア 評価に関しては、設置管理条例及び手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準に基づき、施設の目的・特性に合わせた評価を行うことができるよう、管理運営についての効率性、サービスの向上性、安定性等を勘案して評価項目及び評価点を設定するものとする。

なお、評価項目としては、「経済的安定性」「適正な従事者の配置」「管理運営の考え方」など、財政的能力、人的能力、市民の平等利用の確保が具体的に評価できるもの及びサービスの向上性などが評価できるものを設定するものとする。

イ 適正な競争性を担保しつつ、施設の管理の内容に適合した履行を確保するために、基準評価値を予め設定し、当該基準評価値を下回る申請を行った申請者は、原則として指定管理者の候補者の予定者としな

いものとする。

なお、基準評価値は、原則として個々の評価項目の点数及びすべての評価項目の合計点数について、設定するものとする。

ウ 選考委員会の委員が評価を行う際に提案した意見は、選定審査会において指定管理者の候補者の予定者を選ぶときの参考とするものとする。

エ 指定管理者として管理を行う際の管理費用に関する事項は、指定の期間として予定している期間を通しての費用をもって評価するものとする。

(2) 1 団体選定の手法による選定の場合

ア 指定施設について1団体選定の手続により指定管理者の候補者を選定することの妥当性の審査は、当該指定施設又は指定管理者の候補者となろうとする団体について第2の2に規定する事由が該当するかどうかにより判断するものとする。

イ 1団体選定の手続により選定しようとする団体が設置管理条例及び手続条例第2条に規定する指定管理者の指定の基準に適合し、かつ、指定管理者の候補者として適しているかどうかは、(1)に規定する公募による選定の場合と同様に審査するほか、必要に応じて、おおむね次に掲げる事項について審査するものとする。

- ① 当該団体の設立の経緯
- ② 当該団体が実施する事業と指定施設との関連
- ③ 市民ニーズを取り入れる体制
- ④ 地域住民との協働の推進体制
- ⑤ 既に当該指定施設を管理している団体にあつては、利用者からのアンケートの結果

4 選定審査会の運営に関する事項

公の施設の指定管理者候補者選定審査会運営要綱に定めるところによる。

第6 手続条例第13条第2項に規定する手続による指定管理者の候補者の選定について

手続条例第13条第2項に規定する手続による指定管理者の候補者の選定の手続は、1団体選定の手続による指定管理者の候補者の選定の手続の例による。ただし、緊急に指定管理者の指定をしなければならないことを考慮して、市長等が適当と認めるときは、1団体選定の手続による指定管理者の候補者の選定に係る手続の一部を経ないことができる。

第7 手続条例第13条第1項及び第2項の規定による協議について

1 手続条例第13条第1項及び第2項の規定による協議の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指定施設の名称、規模、設備等の指定施設の内容
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者が行う指定施設の管理の基準
- (4) 指定の予定期間
- (5) 指定施設の管理に要する費用の予定額
- (6) 利用料金制をとる予定の指定施設にあっては、利用料金に関する事項
- (7) 事業計画の内容
- (8) 協議内容及び選定結果についての公表に関する事項
- (9) 管理に係る業務を一括して第三者に委託することの禁止
- (10) 指定施設の維持管理の分担に関する事項
- (11) 施設賠償責任保険の付保

2 市長等は、手続条例第13条第1項及び第2項の規定による協議が整い、特定の団体が指定管理者の候補者となることに同意したときは、市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成16年規則第9号）第5条の規定により、文書を作成し、当該文書をそれぞれが保持するものとする。

## 第8 協定に関する事項

- 1 市及び指定管理者に指定された団体が手続条例第6条に規定する協定を締結する期限は、当該指定に係る指定の期間の始期の日の前日までとする。
- 2 協定は、基本協定及び年度協定の2種類とし、これらの協定において定めるべき内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

### (1) 基本協定

- ア 目的
- イ 公共性及び民間事業の趣旨の尊重
- ウ 管理の基準
- エ 基本協定以外の規定の適用関係
- オ 協定期間
- カ 基本的な業務の範囲
- キ 個人情報の保護等
- ク 情報の公開
- ケ 会計区分
- コ 事業報告書の作成及び提出
- サ 業務実施状況の調査
- シ 財産の管理
- ス 損害賠償
- セ 危険負担
- ソ 原状回復義務
- タ 権利の譲渡禁止
- チ 管理に係る業務を一括して第三者に委託することの禁止
- ツ 施設賠償責任保険の付保
- テ 物価の変動等による事業に係る対価の変更
- ト 指定管理業務の引継ぎ
- ナ 指定の取消し(指定管理者による帰責事由及び不可抗力による取消し)

- ニ 協定の解除
- ヌ 不可抗力による一部の管理業務実施の免除
- ネ 協定の変更
- ノ 利用者ニーズの把握
- マ モニタリングの実施
- ミ 疑義等の決定（協議事項）
- ム 管轄裁判所

(2) 年度協定

- ア 年度協定の期間
- イ 対価の支払
- ウ 施設の維持修繕等
- エ 費用負担
- オ 協定の変更
- カ 協議事項

- 3 指定管理者のリスク負担が大きいことその他特別な事情があるときは、協定書に係る案を募集要項、仕様書等と同時に配布することができる。

第9 その他指定管理者制度の運用に関し配慮すべき事項

- 1 第三者機関等による指定管理者が管理する施設の管理状況調査に関する事項

指定管理者の管理の状況に関する調査は、所管局部において実施するものであるが、特に必要と認める場合には、施設の特性や管理の実態を考慮して、第三者機関を設置し、当該機関に実施させることができるものとする。

- 2 指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する事項

(1) 利用者は、指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に

ついて不服があるときは、地方自治法第244条の4第1項に規定に基づき市長への審査請求をすることができる。

- (2) 指定管理者は、その管理する公の施設の使用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該使用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示をしなければならない。この教示の文例は、次のとおりとする。

「この通知書に記載された処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である（指定管理者の名称）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

### 3 指定の期間満了に伴う手続に関する事項

指定管理者が管理している施設について、引き続き指定管理者による管理をしようとするときは、指定管理者の指定の期間が終了するまでに、地方自治法第244条の2、手続条例及びこの指針の規定に基づき、指定管理者の指定を行うものとする。

### 4 指定管理者の指定の取消し等に関する事項

- (1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命

ずることができるときは、おおむね次のとおりとする。

ア 指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

イ 指定管理者がその管理する施設の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。

ウ 指定管理者が手続条例第6条に規定する協定の規定に違反したとき。

エ 民事再生法、破産法の適用その他指定管理者がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなつたと認められるとき。

オ 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。

カ 指定管理者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団若しくは暴力団員等であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

キ 指定管理者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

ク 指定管理者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ケ 指定管理者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

コ 不可効力（天災等、法令変更、及びその他市川市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。）を起因として指定施設の管理運営業務ができなくなつたとき。

サ その他指定管理者が指定施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと市川市が認めるとき。

- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、選定審査会の意見を聴くものとする。

## 5 利害関係者の排除

指定管理者の選定は、公の施設の設置目的を効果的に達成する観点に立ち、公正になされなければならないことから、適切な選定を行うべく、指定管理者の申請者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が市長、副市長、教育長、固定資産評価員、監査委員、国会議員、千葉県議会議員及び市川市議会議員本人又は親族（子、配偶者、本人の父母若しくは兄弟姉妹、又は配偶者の父母若しくは兄弟姉妹に限る。）に該当する場合は、当該役員等が在籍する法人は選定の対象外とする（但し、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人は除く。）。

## 第10 指定管理者制度運用指針の具体化に当たっての留意事項

- 1 指定管理者制度は、団体の有する能力を広く活用するなど適正な運用により、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応することができるものである。そこで、指定管理者の候補者の選定においては、最もサービスの向上や効率性の向上を図ることができる団体を公正に選定しなければならない。本市には様々な態様の公の施設があり、公の施設に求められる市民ニーズも多様であることから、公の施設の指定管理者の候補者の選定については、所管局部においては、それぞれの施設の状況に応じた個別の取組みが必要とされるものである。

一方、指定管理者の指定は、所管局部を通じて統一的行われることによって初めて指定管理者制度に対する市民の信頼を確保できるとともに、指定管理者制度の有効で適正な活用が可能となるものである。

- 2 この指針その他関係法令に従って指定管理者制度運用の具体化を図る

ためには、指定管理者制度の運用体制の整備が重要である。このため、所管局部においては、指定管理者制度の手続の適正化に最大限配慮し、予算に係る精査や選考委員会の設置等の整備を図るなど運用体制の充実に努めなければならない。